



金 沢 市 公 報

号外第12号の5

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則 (農業総務課) 2
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (企業立地課)	1	金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 2
		金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども福祉課) 18

規 則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び同条第4号」を「、同条第4号に規定する市長が別に定める流通業務施設(以下「助成流通業務施設」という。)及び同条第5号」に改め、同条第2項中「第2条第5号」を「第2条第6号」に改める。

第8条中「取得し」の次に「、助成流通業務施設を新設し、若しくは増設し」を加える。

第10条第1項中「取得し」の次に「、助成流通業務施設を新設し、若しくは増設し」を加え、同条第2項中「又は助成製造工場等」を「、助成製造工場等又は助成流通業務施設」に改める。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

別表第1助成製造工場等の項の次に次のように加える。

助成流通業務施設	従業員を10人以上有する施設で、次に掲げる要件を備えるもの (1) 貨物の積卸しのための施設、倉庫、上屋、荷さばき場、事務所その他の流通業務の用に供するもの又はこれらに附帯するものであること。 (2) 次に掲げるいずれかの要件を備えるもの ア 3,000平方メートル以上の土地を取得し、かつ、新設又は増設に係る床面積が1,000平方メートル以上であること。 イ アの要件に該当するものを除き、新設又は増設に係る床面積が1,000平方メートル以上であること。
----------	--

別表第1新規雇用事業者の項中「及び助成製造工場等」を「、助成製造工場等及び助成流通業務施設」に改め、同

表助成金の額及びその限度額の項中
「助成製造工場等」を「助成製造工場等及び助成流通業務施設」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

農林業等に関する補助金交付規則の一部を改正する規則

農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表中

園芸作物近代化事業	機械導入費 施設設置費	10分の6以内	を
果樹生産事業	種苗購入育成費 機械導入費 施設設置費	30分の13以内	
花き生産事業	種苗購入育成費 機械導入費 施設設置費	30分の13以内	

園芸作物近代化事業	機械導入費 施設設置費 推進活動費	10分の6以内	に、
果樹生産事業	種苗購入育成費 機械導入費 施設設置費 推進活動費	10分の6以内	
花き生産事業	種苗購入育成費 機械導入費 施設設置費 推進活動費	2分の1以内	

土地改良総合整備事業	事業費	10分の9以内	を
------------	-----	---------	---

土地改良総合整備事業	事業費	10分の9以内	に
土地改良施設維持管理適正化事業	事業費	10分の1以内	

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改め、同項第3号中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号（申請者の同居人にあつては、同項第1号を除く。）」に改める。

第3条の次に次の11条を加える。

（特例障害児通所給付費の額）

第3条の2 法第21条の5の4第1項第1号の規定により支給する特例障害児通所給付費の額は、1月につき、同一

の月に受けた同条第2項第1号に定める額を合計した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して令で定める額（当該令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を控除して得た額とする。

（障害児通所給付費等支給申請書）

第3条の3 法第21条の5の6第1項の規定による申請は、障害児通所給付費にあっては障害児通所給付費等支給申請書（様式第2号の2）により、特例障害児通所給付費にあっては特例障害児通所給付費支給申請書（様式第2号の3）によるものとする。

（通所受給者証）

第3条の4 法第21条の5の7第9項の通所受給者証は、様式第2号の4のとおりとする。

（障害児通所給付費支給変更申請書）

第3条の5 法第21条の5の8第1項の規定による申請は、障害児通所給付費支給変更申請書（様式第2号の5）によるものとする。

（障害児通所給付費等支給申請内容変更届出書）

第3条の6 省令第18条の6第7項の届出書は、障害児通所給付費等支給申請内容変更届出書（様式第2号の6）によるものとする。

（通所・入所受給者証等再交付申請書）

第3条の7 省令第18条の6第10項の申請書は、通所・入所受給者証再交付申請書（様式第2号の7）によるものとする。

（高額障害児通所給付費等支給申請書）

第3条の8 省令第18条の26第1項の申請書は、高額障害児通所給付費等支給申請書（様式第2号の8）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業所等指定申請書等）

第3条の9 法第21条の5の15第1項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申請は、指定障害児通所支援事業所等指定申請書（様式第2号の9）によるものとする。

2 法第21条の5の15第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（指定障害児通所支援事業所等変更届出書等）

第3条の10 法第21条の5の19第1項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業所等変更届出書（様式第2号の10）によるものとする。

2 法第21条の5の19第1項の規定による再開の届出及び同条第2項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書（様式第2号の11）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業所の指定等の公示）

第3条の11 法第21条の5の24の規定による公示は、同条各号の指定等に係る指定障害児通所支援事業所に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 指定、廃止又は指定の取消しに係る障害児通所支援の種類
- (4) 指定、廃止又は指定の取消しの年月日
- (5) 主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

（指定障害児事業者等に係る業務管理体制届出書等）

第3条の12 法第21条の5の25第2項及び第4項（これらの規定を法第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定による届出は、業務管理体制整備等届出書（様式第2号の12）によるものとする。

2 法第21条の5の25第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）の規定による届出は、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書（様式第2号の13）によるものとする。

第4条の見出し中「障害福祉サービス」を「障害児通所支援等」に改め、同条中「係る」の次に「障害児通所支援又は」を加える。

第6条の2の見出しを「(障害児入所給付費等の支給に係る申請書)」に改め、同条中「障害児施設給付費等支給申請書(様式第5号の2)」を「障害児通所給付費等支給申請書(様式第2号の2)」に改める。

第6条の2の2の見出しを「(入所受給者証)」に改め、同条中「受給者証」を「入所受給者証」に、「様式第5号の3」を「様式第2号の4」に改める。

第6条の2の3の見出しを「(障害児入所給付費等の支給申請内容の変更に係る届出書)」に改め、同条中「申請内容変更届出書(様式第5号の4)」を「障害児通所給付費等支給申請内容変更届出書(様式第2号の6)」に改める。

第6条の2の4の見出しを「(入所受給者証の再交付に係る申請書)」に改め、同条中「受給者証再交付申請書(様式第5号の5)」を「通所・入所受給者証再交付申請書(様式第2号の7)」に改める。

第6条の2の5を削る。

第6条の2の6の見出しを「(高額障害児入所給付費の支給に係る申請書)」に改め、同条中「高額障害児施設給付費支給申請書(様式第5号の6)」を「高額障害児通所給付費等支給申請書(様式第2号の8)」に改め、同条を第6条の2の5とする。

第6条の2の7を削る。

第6条の2の8の見出しを「(指定障害児入所施設の指定に係る申請書等)」に改め、同条第1項中「指定申請書(様式第5号の8)」を「指定障害児通所支援事業所等指定申請書(様式第2号の9)」に改め、同条を第6条の2の6とする。

第6条の2の9の見出しを「(指定障害児入所施設の変更に係る届出書)」に改め、同条中「変更届出書(様式第5号の9)」を「指定障害児通所支援事業所等変更届出書(様式第2号の10)」に改め、同条を第6条の2の7とする。

第6条の2の10中「様式第5号の10」を「様式第5号の2」に改め、同条を第6条の2の8とする。

第6条の2の11を削る。

第6条の2の12中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同条を第6条の2の15とし、同条の前に次の6条を加える。

(指定障害児入所施設の指定等の公示)

第6条の2の9 法第24条の18の規定による公示は、同条各号の指定等に係る指定障害児入所施設に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 指定、指定の辞退又は指定の取消しに係る障害児入所施設の種類
- (4) 指定、指定の辞退又は指定の取消しの年月日
- (5) 主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(障害児相談支援給付費支給申請書)

第6条の2の10 省令第25条の26の3第1項の規定による申請書の様式は、障害児相談支援給付費支給申請書(様式第5号の3)のとおりとする。

(指定障害児相談支援事業所の指定に係る申請書)

第6条の2の11 法第24条の28第1項(法第24条の29第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による申請は、指定障害児通所支援事業所等指定申請書(様式第2号の9)によるものとする。

2 法第24条の28第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定障害児相談支援事業所の変更に係る届出書等)

第6条の2の12 法第24条の32第1項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業所等変更届出書(様式第2号の10)によるものとする。

2 法第24条の32第1項の規定による再開の届出及び同条第2項の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書(様式第2号の11)によるものとする。

(指定障害児相談支援事業所の指定等の公示)

第6条の2の13 法第24条の37の規定による公示は、同条各号の指定等に係る指定障害児相談支援事業所に関する次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 指定、廃止又は指定の取消しの年月日
- (4) 主たる対象者
- (5) 事業所番号
- (6) その他市長が必要と認める事項

(指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制届出書等)

第6条の2の14 法第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、業務管理体制整備等届出書(様式第2号の12)によるものとする。

2 法第24条の38第3項の規定による届出は、業務管理体制に係る届出事項の変更届出書(様式第2号の13)によるものとする。

第6条の5中「、第31条第2項」を「並びに第31条第2項」に改め、「、第63条の2第1項及び第2項並びに第63条の3第1項」を削る。

第7条第1項第2号中「当該障害福祉サービス」を「当該障害児通所支援に要した費用から法第21条の5の3若しくは第21条の5の4の規定による障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の額を控除して得た額又は当該障害福祉サービス」に、「第29条又は」を「第29条若しくは」に、「介護給付費又は」を「介護給付費若しくは」に改め、同項第5号中「、第31条第4項、第63条の2第3項及び第63条の3第2項」を「及び第31条第4項」に改め、同項第6号を削る。

別表第1の備考第2項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改める。

別表第2の備考第2項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改め、同備考第5項第3号中「児童(者)、」の次に「法第21条の5の3に規定する指定通所支援を利用し、若しくは」を加え、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改め、「及び同法附則第22条に規定する特定旧法受給者」を削る。

別表第3の備考第2項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改める。

別表第4の備考第1項中「知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設(入所部に限る。)、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に、「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設(通園部に限る。)」を「障害児通所支援事業(施設を必要とするものに限る。)を行う事業所」に改め、同備考第3項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改め、同備考第7項を削り、同備考第8項第3号中「児童(者)、」の次に「法第21条の5の3に規定する指定通所支援を利用し、若しくは」を加え、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改め、「及び同法附則第22条に規定する特定旧法受給者」を削り、同項を同備考第7項とし、同備考第9項を同備考第8項とし、同備考第10項中「扶養義務者が」の次に「法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は」を加え、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスを利用している場合」を削り、「徴収金月額(」の次に「法第21条の5の3に規定する指定通所支援を利用している児童等及び」を加え、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、「及び障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスを利用している児童」を削り、「並びに」の次に「法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療及び」を加え、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同項を同備考第9項とし、同備考中第11項を第10項とし、第12項を第11項とする。

別表第5を削る。

様式第2号の次に次の12様式を加える。

様式第2号の2 (第3条の3、第6条の2関係)

障害児通所給付費等支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

児童福祉法に規定する障害児通所給付費・肢体不自由児通所医療費・障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費・障害児入所医療費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏 名	Ⓔ				
	居 住 地					
	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	支給申請に係る障害児氏名				続 柄	
	身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級
	被保険者証の記号及び番号()			保険者名及び番号()		

医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設及び指定医療機関の利用を申請する場合は、支給申請に係る障害児の加入する医療保険について記入してください。

サービス等の利用状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等		
	障害児通所支援 障害児入所支援	利用中の支援の種類と内容等		
申請する支援の種類	区 分	支 援 の 種 類		申請に係る具体的内容
	障害児通所給付費	児童発達支援		
		医療型児童発達支援		
		放課後等デイサービス		
		保育所等訪問支援		
	障害児入所給付費	障害児入所支援		
指定医療機関				

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するためには必要があるときは、指定通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、金沢市から指定障害児相談支援事業者、指定通所支援事業者、指定障害児入所施設若しくは指定医療機関の関係人又は医師意見書を記載した医師に提示することに同意します。

申請者氏名 Ⓔ

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地			

申請する減免の種類	<p>負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (該当するものに を付けてください。いずれにも該当しない場合は、空欄としてください。)</p> <p>1 生活保護受給世帯に属する者</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者 () 医療型障害児入所施設を利用する場合は、又は の該当するものにも を付けてください。 合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの 以外のもの</p> <p>3 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者</p>
	<p>医療型個別減免に関する認定 医療型障害児入所施設入所者(注1)であるため、医療型個別減免を申請します。</p>
	<p>特定入所障害児食費等給付費に関する認定(医療型施設は除く。) 障害児入所施設入所者(注2)であるため、特定入所障害児食費等給付費を申請します。</p>
	<p>生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 特例補足給付)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。</p>

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

(注1) 対象施設は、障害児入所給付費及び障害児入所医療費の対象となる指定障害児入所施設等

(注2) 対象施設は、障害児入所給付費の対象となる指定障害児入所施設

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外(下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第2号の3 (第3条の3関係)

特例障害児通所給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

児童福祉法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			受給者証番号
	氏名	㊦		
	生年月日	年 月 日		
	居住地			
	ふりがな	生年月日	年 月 日	続柄
	支給申請に係る障害児氏名			
特例障害児通所給付費 請求額		円		

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

上記に関する特例障害児通所給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	預金種別	1 普通 2 当座 3 その他
			口座番号	
	金融機関コード	店舗コード		
	フリガナ			
	口座名義人			

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 該当月分の領収書及びサービス提供証明書を添付してください。

様式第2号の4 (第3条の4、第6条の2の2関係)

(一)		(二)		(三)	
通所・入所受給者証		障害児通所給付費の給付決定内容		障害児通所給付費の給付決定内容	
受給者証番号		支援の種類		支援の種類	
通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者	居住地	支給量等		支給量等	
	ふりがな	給付決定期間		給付決定期間	
	氏名	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
	生年月日	支援の種類		支援の種類	
障害児	ふりがな	支給量等		支給量等	
	氏名	給付決定期間		給付決定期間	
	生年月日	年 月 日から 年 月 日まで		年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	予備欄		予備欄		
年 月 日					
支給都道府県又は市町村の名称及び印					

(四)		(五)		(六)	
障害児入所給付決定の内容		障害児相談支援給付費の支給内容		利用者負担に関する事項	
入所支援の種類及び内容		支給期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担上限月額	円
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	指定障害児相談支援事業所名		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定入所障害児食費等給付費の支給内容		モニタリング期間		食事提供加算対象者	
支給額		予備欄		適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで			利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
特記事項欄				利用者負担上限額管理事業所名	
				特記事項欄	
				予備欄	

様式第2号の5 (第3条の5関係)

障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

現に受けている給付決定事項を変更したいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	氏 名	Ⓔ				
	居 住 地					
	ふりがな			生年月日	年 月 日	
	支給申請に係る障害児氏名			続 柄		
	身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級
	被保険者証の記号及び番号()			保険者名及び番号()		

医療型児童発達支援の利用を申請する場合は、支給申請に係る障害児の加入する医療保険について記入してください。

サービス等の利用状況	障害福祉サービス	利用中のサービスの種類と内容等	
	障害児通所支援	利用中の支援の種類と内容等	
変更の理由			
変更を申請する支援の種類	支 援 の 種 類		申請に係る具体的内容
	児童発達支援		
	医療型児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
		保育所等訪問支援	

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地			

申請する減免の種類	負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用(の変更)を申請します。 (該当するものに を付けてください。いずれにも該当しない場合は、空欄としてください。) 1 生活保護受給世帯に属する者 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置、特例補足給付)に関する認定 生活保護への移行予防措置(定率負担減免措置 特例補足給付)を申請します。 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請してください。

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第2号の6 (第3条の6、第6条の2の3関係)

障害児通所給付費等支給申請内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

ふりがな		生年月日	年 月 日
届出者	印		
居住地			
ふりがな		続柄	
給付決定に係る障害児氏名		生年月日	年 月 日

届出書提出者	届出者本人	届出者本人以外 (下の欄に記入)	
ふりがな		届出者との関係	
氏名			
住所			

変更事項 (該当する事項に を付けてください。)	通所給付決定保護者又は 入所給付決定保護者に関すること	1 氏名 2 居住地 3 連絡先
	利用者である児童に関すること	4 氏名 5 居住地 6 連絡先 7 保護者との関係
	そ の 他	
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	

備考

- 1 該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 変更した内容を証する書類を添付してください。

様式第2号の7 (第3条の7、第6条の2の4関係)

通所・入所受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

通所・入所受給者証の再交付について申請します。

ふりがな		生年月日	年 月 日
申請者	㊦		
居住地			
ふりがな		続 柄	
給付決定に係る障害児氏名		生年月日	年 月 日
支援の内容		受給者証番号	

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

申請の理由	
-------	--

備考

- 1 該当する の中にし印を付けてください。
- 2 交付を受けている通所・入所受給者証を添付してください (紛失した場合を除く)。

様式第2号の8 (第3条の8、第6条の2の5関係)

高額障害児通所給付費等支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費の支給を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

ふりがな		障害者自立支援法	児童福祉法	介護保険法
申請者氏名	㊦	制 度	受給者証番号又は被保険者証番号	
生年月日	年 月 日			
居住地				
ふりがな		続 柄		
給付決定に係る障害児氏名		生年月日	年 月 日	

サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額			申請に係るサービス利用月	年 月分	
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額					
同一世帯に属する他の支給決定障害者等	氏 名	生年月日	障害者自立支援法 制 度	児童福祉法 受給者証番号又は被保険者証番号	介護保険法

(注) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。
 高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄			銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所
	金融機関コード	店舗コード	預金種別	口座番号
			1 普通 2 当座 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する の中にし印を付けてください。

様式第2号の9 (第3条の9、第6条の2の6、第6条の2の11関係)

指定障害児通所支援事業所等指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 所在地

(設置者) 名称

代表者氏名



児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業所・指定障害児入所施設・指定障害児相談支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	ふりがな			
	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	法人である場合 その種別		法人所轄庁	
	連 絡 先			
	代表者の 職・氏名	職 名	ふりがな	
			名 称	
代表者の住所				
指定を 受けよ うとす る事業 等の種 類	ふりがな			
	名 称			
	事業所又は施設の所在地			
	事業等の種別		指定申請する事業等の 支援開始年月日	様 式
	同一施設内において行う 事業等の種類		事業所番号	
	備 考			

備考

- 1 法人である場合その種別の欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。
- 2 法人所轄庁の欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 事業所番号の欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第2号の10 (第3条の10、第6条の2の7、第6条の2の12関係)

指定障害児通所支援事業所等変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

指定内容を変更した事業所 (施設)	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
	支援の種類	
変更があった事項	変更の内容	
	(変更前)	
	(変更後)	
変更年月日	年 月 日	

備考

- 1 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 変更の日から10日以内に届け出てください。

様式第2号の11 (第3条の10、第6条の2の12関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地

名称

代表者氏名

印

次のとおり事業の廃止・休止・再開をしたので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	事業所番号	
	名 称	
	所 在 地	
	指定障害児通所支援又は 指定障害児相談支援の種類	
廃止・休止・再開した年月日	年 月 日	
廃止・休止した理由		
現に指定障害児通所支援を受けていた者又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置 (廃止・休止した場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止・休止の日の1月前までに届け出てください。

様式第2号の12 (第3条の12、第6条の2の14関係)

業務管理体制整備等届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名



児童福祉法に規定する業務管理体制の整備・区分の変更について届け出ます。

		事業所番号				
届出種 別	整 備					
	区分の変更					
事業者	ふりがな					
	名 称					
	主たる事務所の所在地					
	連 絡 先					
	法人の種別					
	代表者の職・氏名・生年月日	職名	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日	
	代表者の住所					
届出内 容	ふりがな		指 定 年月日	年 月 日		
	事業所(施設)の名称					
	事業所(施設)の所在地					
	事業所番号					
	事業所数					
	届出事項		合計	箇所		
	区分変更		区分変更前行政機関名称及び担当部局名等			
			区分変更後行政機関名称及び担当部局名等			
			事業所番号			
			区分変更の理由			
区分変更日						

備考 法人の種別欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「公益社団法人」、「公益財団法人」、「株式会社」等の別を記載してください。

様式第2号の13 (第3条の12、第6条の2の14関係)

業務管理体制に係る届出事項の変更届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊞

次のとおり業務管理体制に係る届出事項を変更しましたので、届け出ます。

変更があった事項	事業所番号
	変更の内容
	(変更前)
	(変更後)

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第5号の2から様式第5号の9までを削る。

様式第5号の10中「(第6条の2の10関係)」を「(第6条の2の8関係)」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第5号の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第5号の3 (第6条の2の10関係)

障害児相談支援給付費支給申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

児童福祉法に規定する障害児相談支援給付費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日
	居住地			
	ふりがな	生年月日	年 月 日	
支給申請に係る障害児氏名			続柄	

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外 (下の欄に記入)	
ふりがな		申請者との関係	
氏名			
住所			

備考 該当する の中にレ印を付けてください。

様式第6号及び様式第7号中「(第6条の2の12関係)」を「(第6条の2の15関係)」に改める。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市児童福祉法施行細則の規定による受給者証は、改正後の金沢市児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

●金沢市規則第29号

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項中「及び第5条の4第6項」を「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同備考第3項中「昭和40年法律第33号」の次に「。同法第84条にあっては、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条」を加え、同項第2号中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項及び第4項」に改め、同備考第4項中「第24条の9第1項に規定する知的障害児施設等（通所によるものに限る。）、同法第43条の5」を「第6条の2第2項の児童発達支援、同条第3項の医療型児童発達支援又は同法第43条の2」に改め、「又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する児童デイサービス」を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年4月分からの保育料について適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

平成24年(2012年)3月31日 印刷
平成24年(2012年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄